

### 広島県教育委員会規則第三号

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月二十三日

広島県教育委員会

委員長 佐藤 卓 巳

#### 教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許状に関する規則（昭和四十三年広島県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第二項第二号及び第三条の三第二項第二号中「又は特別支援学校」を、「特別支援学校若しくは幼保連携型認定こども園」に改め、「学校法人」の下に「又は広島県内の幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人」を加える。

#### 附 則

この教育委員会規則は、平成二十七年四月一日から施行する。